

## 中学・高校生へ企業の魅力を伝える PR 動画制作・広報業務委託仕様書

### 1 委託業務名

中学・高校生へ企業の魅力を伝える PR 動画制作・広報業務

### 2 事業目的

進路選択期の中学・高校生が、理工系へ進み、本県の技術系企業でエンジニアとして働くことへの夢や憧れを抱くような、若者の興味関心を引き付けるイメージ動画を制作し、YouTube や SNS での配信、授業で活用する。

### 3 委託業務内容

#### (1) 企業 PR 動画の制作

##### ア 動画内容

- ・対象となる技術系企業とは製造業を中心とし、「半導体」、「デジタル (IT)」、「自動車」、「ものづくり」の4分野であること。
- ・中学・高校生を中心とした若者の興味関心を引き付け、“理工系に進みたい”、“技術系企業でエンジニアとして働きたい”という憧れを抱かせるようなイメージ動画とすること。
- ・制作する動画は、中・高校生を中心とした若者に効果的に訴求できるものであれば、出演者を用いたドラマ仕立てのもの、アニメーションを活用したもの等自由に提案すること。

##### イ 動画仕様

- ・2種類 (15秒、2分) × 4本 計8本の動画を制作すること
- ・動画ファイルの形式、画面縦横比等の企画は発信媒体に合わせたものを用意すること。
  - ※2分 : 県ポータルサイト、YouTube、各種イベント、授業での活用を想定
  - ※15秒 : 2分動画のダイジェスト版として制作。YouTube、Twitter、LINE等のSNS広告としての活用を想定

#### (2) 企業 PR 動画の県 YouTube チャンネルでの配信

#### (3) プロモーション

##### ア 広報媒体

- SNS (Twitter、LINE) や YouTube によるプロモーションを実施すること。
  - ※5万クリックを目標とすること。

## イ 実施時期

プロモーションの実施時期は、動画の配信開始後1カ月以上の期間とする。

### (4) 制作した動画の再生数増加に向けた取組み

- ・(2) プロモーションのほかに、動画の再生回数増加に繋がる取組みを実施すること。
- ・受託者決定後に、企画提案の内容に基づき必要と思われる業務を協議して決定するものとする。

### (5) 事後評価の提供および分析

- ・動画の再生回数実績から分析される効果・要因・改善案等の情報提供を行うこと。

## 4 実施期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

## 5 進捗報告及び成果物の提出

受託者は四半期に一度業務の進捗状況について県へ報告すること。その際、成果物についても併せて提出すること。なお、3(1)企業PR動画の制作、3(2)企業PR動画の県YouTubeチャンネルでの配信については、第1回報告までに全ての業務の履行を完了させること。

- ・第1回報告：令和5年7月1日(土)
- ・第2回報告：令和5年10月1日(日)
- ・第3回報告：令和6年1月1日(月)
- ・第4回報告：令和6年3月31日(日)

## 6 実績報告

委託業務完了の日から起算した10日を経過した日または令和6年3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(様式または任意)を提出して検査を受けること。

事業実績報告書には次の項目を含まなければならない。

- ・委託業務の実施内容
- ・委託業務の成果物(目録化すること)  
※PR動画については、撮影に協力した企業等の素材映像も併せて納入すること。
- ・委託業務収支決算(計算)書
- ・委託業務に係る支出の費目別内訳

- ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

## 7 業務実施にあたっての留意事項

- ・業務実施に関わる協議を行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し、提出する。
- ・業務運営にあたっては、個人情報の管理に十分注意するとともに、業務上知りえた情報を漏洩してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- ・本業務の遂行において必要な取材等に際して、受託者は事前に該当企業や取材対象者の許可を得ることとする。また、取材時に撮影した写真・映像等に映り込んだ企業関係者の画像の掲載許諾についても受託者において行うものとする。
- ・受託者はタレントを活用した場合、タレントの所属事務所を通じて、タレントが委託者の品位や信用を毀損することのないよう管理する。
- ・本業務により得られた成果物及びその著作権は肖像権の許諾の範囲内において全て県にあるものとする。
- ・本業務に係る帳簿及び証拠書類については、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- ・本仕様書に記載する事項のほか、業務目的の遂行のために有効な手法がある場合は積極的に提案すること。
- ・その他、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。